

平成25年12月19日
於
府中市立教育センター

平成25年第12回

府中市教育委員会定例会会議録

府中市教育委員会

平成25年第12回府中市教育委員会定例会会議録

- 1 開 会 平成25年12月19日(木)
午後3時00分
閉 会 平成25年12月19日(木)
午後4時48分
- 2 会議録署名員
委 員 齋 藤 裕 吉
委 員 浅 沼 昭 夫
- 3 出席委員
委員長 崎 山 弘 委員長職務代理者 齋 藤 裕 吉
委 員 村 越 ひろみ 委 員 松 本 良 幸
教育長 浅 沼 昭 夫
- 4 欠席委員
な し
- 5 出席説明員
教育部長 今 永 昇 文化スポーツ部長 後 藤 廣 史
教育部副参事兼指導室長 文化振興課長 酒 井 利 彦
三田村 裕 文化振興課長補佐 渡 辺 純 子
総務課長 澁 谷 智 ふるさと文化財課長補佐 黒 沢 明 美
総務課長補佐 北 村 均 図書館長 佐々木 政 彦
学務保健課長 中 村 孝 一 図書館長補佐 坪 井 茂 美
給食担当主幹 須 恵 正 之 美術館副館長 山 村 仁 志
学務保健課長補佐 山 田 晶 子
指導室長補佐 古 塩 智 之
相談担当副主幹 阿 部 憲 靖
統括指導主事 瀧 島 和 則
指導主事 大 津 嘉 則
指導主事 山 本 勝 敏
指導主事 三 田 暢 夫
- 6 教育委員会事務局出席者
総務課係長 熊 坂 奈 美
総務課事務職員 山 田 大 輔

議 事 日 程

第1 会議録署名員選定について

第2 会期決定について

第3 議案

第34号議案

平成26年度府中市教育委員会の教育目標について

第35号議案

府中市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

第36号議案

府中市学校運営協議会規則

第5 報告・連絡

(1) 寄付の採納について

(2) 平成25年度セカンドスクール実施結果について

(3) 府中ジュニアウィンドオーケストラ第28回定期演奏会の開催について

(4) 郷土の森博物館プラネタリウム休室に伴う「移動プラネタリウム」実施について

第6 その他

第7 教育委員報告

午後3時00分開会

○委員長（崎山 弘君） ただいまより、平成25年第12回府中市教育委員会定例会を開会いたします。

_____ ◇ _____

○委員長（崎山 弘君） 本日の会議録署名員は、齋藤委員と浅沼委員にお願いいたします。

_____ ◇ _____

○委員長（崎山 弘君） 会期は本日1日といたします。

_____ ◇ _____

◎傍聴許可

○委員長（崎山 弘君） 傍聴希望者がおりますので、許可してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

_____ ◇ _____

◎第34号議案 平成26年度府中市教育委員会の教育目標について

○委員長（崎山 弘君） それでは議案の審議に入ります。

第34号議案の朗読をお願いいたします。

（事務局朗読）

○委員長（崎山 弘君） 説明をお願いします。

○総務課長（澁谷 智君） それでは、平成26年度府中市教育委員会の教育目標及び基本方針の教育にかかわる内容につきまして、昨年度の目標から変更した部分について、資料の変更した箇所を見え消しで示した資料に基づき簡潔にご説明申し上げます。

最初に、教育目標についてでございます。

ここでは、平成26年度を初年度とする第2次府中市学校教育プランを策定しておりますので、文言の修正をいたしました。

次に、基本方針1「人権尊重の教育の推進」についてでございます。（2）については、目標の一層の明確化のため、文言を追加いたしました。

次に、基本方針2「豊かな個性と創造力を伸長する教育の推進」についてでございます。四角の囲みの中の文と（1）については表記の整理をいたしました。裏面をお願いいたします。

（2）については、基礎的・基本的な学力の定着を目指す具体的な取り組みの文言の追加、修正をいたしました。（5）については、職場体験等の活動を通じたキャリア教育の充実への文言の修正をいたしました。（6）については、文言の重複を整理いたしました。（7）については、郷土に対する愛着や誇りを育む手段の文言の追加、修正をいたしました。（8）については、市の恵まれた文化施設の積極的な活用を目指す文言を追加いたしました。（9）については、パーソナルコンピューターの活用及び啓発からネット犯罪に巻き込まれないなどの情報モラル教育の推進へ全面改定いたしました。（11）については、小・中連携、一貫教育の推進を明確化する文言を追加いたしました。

次に、基本方針3「健全育成の推進と社会貢献の精神の育成」についてでございます。

（2）については、セカンドスクール、職場体験、ボランティア活動の目標を明記いたしました。（5）については、食物アレルギーを含めた食の知識の文言を追加いたしました。（6）

については、防災訓練や避難訓練など、関係機関や地域との連携を通して防災教育を推進していくことの文言の修正をいたしました。（7）については、小・中学校の生活指導の連携に小・中連携の日を入れ込んだ文言に修正いたしました。（9）については、児童・生徒が学習意欲の向上や責任感、連帯感を育てるための方針を明記しました。

最後に、基本方針4の「市民の教育参加と学校経営の改革の推進」についてでございます。

（1）については、府中版コミュニティ・スクールの実施がより明確になるよう文言を追加いたしました。（2）については、学校評価の評価機関を明記いたしました。（4）については、家庭教育と連携していく方針を明記しました。

教育部関係については、以上で説明を終わります。

○委員長（崎山 弘君） 続けてお願いします。

○文化振興課長補佐（渡辺純子君） 続きまして、文化スポーツ部分の教育目標につきましてご説明させていただきます。

基本方針5「多様な学習機会を提供する生涯学習の拡充」につきましては、（2）について、記載のとおり文言の整理を行いましたほか、市制施行60周年記念事業の一つといたしまして、市民文化の日（仮称）と称し、博物館や美術館等で事業を実施するほか、「芸術文化に親しみやすい環境づくりを拡充する。」という文言を追加いたしました。（3）につきましては、

「平成26年度を初年度とする『府中市スポーツ推進計画』に基づき、」という部分を追加したほか、スポーツ推進計画の協議会の設置等に係る文言を削除いたしました。（4）につきましては、スポーツ祭東京2013開催に伴う部分を削除いたしました。（4）を削除しました関係で、（4）に郷土の森博物館常設展示室のリニューアルにつきまして追加をいたしております。（6）に平成26年度開催予定の「ミレー展」につきまして追加させていただきました。

続いて、基本方針6「総合的な地域教育力の向上と『学び返し』の推進」でございます。こちらにつきましては、文言の修正を適宜行わせていただきましたが、大勢に影響は特別ございません。（7）といたしまして、「市民の生涯学習の場やスポーツ・レクリエーション活動の場として学校施設を活用するなかで、単に『学校施設を利用する』から、利用者の有する知識や技能を学校のクラブ活動の場を通じて提供するなど、学び返しの理念に基づき『学校運営へ協力する』という意識の転換を図り、地域と学校との協働を進め、双方向の活性化を図る。」、この文言を追加いたしております。

以上でございます。

○委員長（崎山 弘君） 事務局の説明が終わりました。

順序立てて聞いてまいります。

まず、質問についてはありますでしょうか。ご意見はまた後ほど伺います。ただいまの説明について質問ございませんでしょうか。では、村越委員。

○委員（村越ひろみ君） 基本方針4の加えた（4）で、「保護者等に対する学習機会の提供を充実させ」とあるのですが、どんなことを想定して記載したのかをちょっと教えていただけたらと思います。

○委員長（崎山 弘君） お願いします。

○統括指導主事（瀧島和則君） これにつきましては、保護者等に対する学習機会の提供を充

実させるということで、家庭教育学級とかを現在やっておりますけれども、その学校と家庭が一緒になって話し合えるような機会を設定するための家庭教育学級や、それから、道徳授業等は学校効果等のことを想定して設けるものです。

○委員（村越ひろみ君） 家庭教育学級は、P連に委託しているとか、そういうことですね。

○統括指導主事（瀧島和則君） はい。

○委員（村越ひろみ君） あと、地区公開講座は参加を増やすとか、そういうことも含めてということですか。

○統括指導主事（瀧島和則君） 参加を増やしたり、意見交換等を充実させたりすることを目指して行っていきたいと考えております。

○委員（村越ひろみ君） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（崎山 弘君） あと質問でございますでしょうか。全般に。

では、ご意見のほうで、ご意見でございますでしょうか。松本委員。

○委員（松本良幸君） 基本方針2の（9）でございますけれども、ネットの害等から子供たちを守るという方針ですが、それはとても大事なことです。今の時代、IT技術を除いては生活していけない時代ですので、守るということも挙げるべきですが、それをどのように活用するのか、積極的に活用し、また新しい技術を生み出すぐらいの子供たちを育てていくという目標が私は大事ではないかと思っておりますので、もしそういう機会があれば、そういうことも考えていただけたらと思います。

以上です。

○委員長（崎山 弘君） ご意見ということでよろしいですか。

○委員（松本良幸君） はい。

○委員長（崎山 弘君） ほかに何かご意見。齋藤委員。

○委員（齋藤裕吉君） 基本方針2の中の（7）のところに、「地域にある自然や教育資源を活かしながら地域学習を推進したり」の後ですけれども、「世界の人々や文化にふれる機会の充実に努めたりしながら」ということですが、見通しとして、文化というのはいろいろな部分で世界の文化というのは触れる機会を設定しやすいと思うのですが、世界の人々に触れるということになると、特定の設定をしなければいけないことになってくるかと思うのですが、ちょっと質問ということになるかもしれませんが、この中にこれを盛り込むということで今後1年間の活動の見通しとしてどのようになってくるのかということをおもうのですが、立案の段階で話し合った内容があれば教えていただければと思います。

○委員長（崎山 弘君） お願いします。

○統括指導主事（瀧島和則君） 直接の交流ということよりも、やはりインターネットですとか書物などによる国際交流のような形で世界の人々に触れるということを教育してまいりましたが、直接的な話し合いとか直接的な設定ということでは協議を深めてまいりませんでした。

○委員（齋藤裕吉君） わかりました。「世界の人々や文化にふれる」とあると、今度また海外派遣でも始めるのかなというような、ちょっとそういうニュアンスも受け手にあるかと思っただけですので、そのように申し上げました。まあ、どうでしょうかね。

もう一つよろしいでしょうか。基本方針3の（9）のところに、これは全く新しい項目とし

て(9)を設けたのですよね。たしかそういうお話だったかと思うのですが、これも、クラブ活動とか部活動ということにつきましては、これまでも極めて当然のこととして学校の教育活動の一環ということで位置づけてやってきたわけですが、改めてここに項目として起こした狙いというのでしょうか、それをはっきりさせたほうがいいのかと思うのですが、その辺、どういうふうに理解したらいいのでしょうか。

○委員長(崎山 弘君) (9)の狙いについて、お願いします。

○統括指導主事(瀧島和則君) 第2次府中市学校教育プランの作成の中で、新たに部活動、クラブ活動の文言を入れ込んでいますので、ここでもう一度、新たに重要となる「同じ興味や関心をもつ児童・生徒が自主的、自発的に参加して行われるクラブ活動や部活動においては、」の文言を表記いたしました。

○委員(齋藤裕吉君) 特に、例えばやり過ぎだから適切な指導を進めようというような意味なのか、それとも、そうではなくて、逆に、ちょっと停滞しているから盛んにしようという意味なのか、そういうことを考えて新たに挿入した項目というわけではないということですね。そういうことで理解していいわけですね。

○統括指導主事(瀧島和則君) 第2次府中市学校教育プランの文言ですが、これは、新たに部活動、クラブ活動をより一層充実させようということでしたものでございます。

○委員長(崎山 弘君) ほかに何かご意見ございませんか。よろしいでしょうか。齋藤委員。

○委員(齋藤裕吉君) では、もう1カ所。基本方針4の(1)のところで、コミュニティ・スクールですね、「学校と家庭・地域社会が双方向に活性化を目指す府中版コミュニティ・スクールを実施し」と言って、その後、「スクール・コミュニティ協議会の充実・発展を図る」とあるのですが、あえてコミュニティ・スクールを「スクール・コミュニティ」とひっくり返して「協議会」とくっつけているわけですが、これは、国の言うところのコミュニティ・スクールとちょっとニュアンスが違うのだよという意味を表現するつもり、そういう意図でこういう言葉を使ったものと理解しておけばいいのでしょうか。コミュニティ・スクールと言うと、スクールのほうにかかるわけですね。スクール・コミュニティと言うと共同体のほうに、上の言葉が学校をめぐる共同体という意味合いになるかと思うのですが、これまで何度か、当然、目にもし耳にもしているのですが、あらためてこうやって見てみると、その辺の言葉を入れ替えした意図みたいなものを外部に対しても学校に対してもきちんと説明していく必要があると思いますので、その点を確認したいと思いますが、どうでしょうか。

○委員長(崎山 弘君) お願いします。

○統括指導主事(瀧島和則君) 府中版コミュニティ・スクールは、法令に基づく文部科学省の提唱するコミュニティ・スクールの概念から、そこで縛られた意見の具申とか経営参画を取り扱ったものというのは今までもご説明させていただいたのですが、そこではなくて、府中市独自のスクール・コミュニティ、学校を核としたコミュニティのところを重要視いたしまして、ここでは「府中版コミュニティ・スクールを実施し、スクール・コミュニティ協議会の充実」という文言に改めさせていただいたものです。

○委員長(崎山 弘君) よろしいでしょうか。

ほかにどなたかご意見ございませんか。村越委員。

○委員（村越ひろみ君） 基本方針2の（10）ですけれども、昨今、英語教育が3・4年生から始まり、5・6年生には教科に入るといようなニュースがありますが、この外国語活動についての表記がありますが、今後もう少し具体的に書いていくようなことがあるのかどうか、ちょっと伺っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（崎山 弘君） お願いします。

○統括指導主事（瀧島和則君） これにつきましては、文言の変化はなかったのですけれども、今後、もう一度検討させていただきたいと思います。

○委員長（崎山 弘君） ほかにご意見ございますでしょうか。

○委員（齋藤裕吉君） 一番最後の基本方針6「総合的な地域教育力の向上と『学び返し』の推進」というところですが、さきにお送りいただいた案に加えて、本日配付いただきましたところに（7）として説明を追加しているわけですが、その説明追加の下から2行目のところの「学び返しの理念」のところには鍵括弧がないのですが、ちょっと細かい話ですが、「学び返し」というのは、前に一度論議したことがあったかと思うのですけれども、ちょっと独特な言葉遣いですね。最初は、自分自身がかつて学んだことをもう一度学ぶという意味なのかというようなことでしたが、そうではなくて、お礼としてお返しをするという意味なんだということですね。その辺の概念、それはそれとして使用していくならば、このところも鍵括弧をつけて、しかも鍵括弧をつけるということは、これはこういう意味なんですよということを学校ないし関係の市民の皆様にもきちんと説明していく必要がある言葉なのかなと思っておりましたので、その辺、ご検討をよろしく願いしたいということが一つ。

もう一つ、東京都の教育委員会としても、教育目標や基本方針等、来年度に向けてそろそろ案が出てきているかと思うのですけれども、その辺とのすり合わせというのでしょうか、都教委とイコールというわけでももちろん構わないわけですが、その辺の検討についてはどのようなようであったのか、ちょっとお話しいただければと思います。

○委員長（崎山 弘君） お願いします。

○文化スポーツ部長（後藤廣史君） 委員からご指摘いただきました「学び返し」に鍵括弧がついていない、これは、やはり入れるべきだと思いますので、そういうふうに訂正させていただきたいと思いますが、場合によりましては、その「学び返し」という言葉がなかなか分かりづらいということもあろうかと思いますが、この文書の中で簡単に、こういうものというようなことを少し考えたほうがいいのかと思いますので、この点についてはちょっと検討させていただきたいと思っております。

いずれにしろ、「学び返し」ということを学校現場でも、地域と学校と双方向でやっていくというようなことですので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（崎山 弘君） どなたかご意見。松本委員。

○委員（松本良幸君） また質問に戻ってしまうのですけれども、基本方針6の（3）のところに「生涯学習ネットワークづくりを推進する」とあるのですけれども、このネットワークというのは既にあるのでしょうか、それとも平成26年度以降、新たにつくっていかうと考えているのかということと、以前、PTAのときに府中市の出前講座のリスト等をももらったことが

ありますけれども、もし、そのことも含めてということで存在しているのであれば、活用実績等、今までどのようなものがあるかというのを教えてもらいたいのですが。

○委員長（崎山 弘君） お願いします。

○文化スポーツ部長（後藤廣史君） 今、委員がおっしゃったような内容でございますけれども、まだネットワーク化されていない部分がかなりあります。そういうことで、計画自体の実効性がまだ担保されていないということもありますので、ちょうど今、半分過ぎたところというようなところもありますので、これから計画をもう一度考えて、見直して、より学校と連携をとれるようなところで何かできないかというものを模索していきたいと思っております。

具体的な動きにつきましては、すみません、今日は担当がお休みしております、ほかの国体の関係で出ておりますので、申しわけありません、後ほど回答させていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（崎山 弘君） お願いします。

○教育部副参事兼指導室長（三田村裕君） ちょっと順番が逆になってしましまして申しわけありません。先ほど齋藤委員からご質問があった東京都教育委員会の教育目標との関連性についてでございますが、まずは基本施策の部分、予算の見積もり等も公表されておりますので、それに基づき、また、東京都教育ビジョン第3次を現時点では参照させていただいているところでございます。

なお、東京都教育委員会の教育目標とイコールでなくてもいいのではというご指摘もございましたが、特に今回は、府中市学校教育プランとの文言の整合性というところに重点を置いたということでございます。

また、先ほどの村越委員からいただきました外国語活動に関するところに補足させていただきます。先日、文部科学省で今後の英語教育のあり方について方向性が示されたところでございます。それによりますと、小学校で英語が教科化されるとか、いろいろな報道がなされていたのですが、そこに書かれたタイムスケジュールを見る限りでは、大きな変更は次の学習指導要領の改定時ということがわかっておりますので、先ほど検討というお答えをさせていただいたのですが、当面はこの内容で、つまり現行の学習指導要領に基づいて行っていくというものでございます。ただ、国の方向性がまだ確定しておりませんので、動向を踏まえながら、必要に応じてまた検討を加えていくことは必要と考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（崎山 弘君） ほかにご意見、ご質問でも構いませんが、ありませんか。よろしいでしょうか。

では、私から、基本方針2の（9）ネット犯罪の部分の文章ですけれども、先ほど松本委員からも指摘があったのですが、ここに出てくる文章の中で新たにつけ加えたところで、「インターネットの適切な使用方法」などということになってはいますが、最近、子供たちで問題になっているLINEなど、インターネットという概念ではない部分もかなり多いので、むしろ子供たちがパソコンなり、いわゆるスマホですね、情報端末機器の使い方のほうに問題があるのではないかと。これをインターネットと言ってしまうと、携帯電話のスマホあたりが薄まってしまうような印象があるので、これはちょっと、特にこれは平成26年度、来年1年間の話で

すから、やはりそれは、現状を考えると「インターネット」という言い方はもう少し古いのではないかと。現実を見つめると古いのではないかと思うので、これはちょっと見直すべきではないかと思いました。その点について、もしご意見があれば、事務局のほうでお答えができればいただきたいのですが、どうでしょうか。

では、お願いします。

○教育部副参事兼指導室長（三田村裕君） こちらの思いということなのですが、委員長ご指摘の点は、おっしゃられるとおりに思っております。その部分は、前半の部分と言いますか、「ネット犯罪の加害や被害に巻き込まれないための知識を身につける」というところに、LINEですとかカカオトークですか、そういったものを含めているつもりではございますが、そういうことなのですが、いかがでございましょうか。

○委員長（崎山 弘君） 今回の訂正部分ではないのですが、基本方針3の（3）の部分、文章の中に「薬物乱用防止に対する関心を高め」とありますが、薬物のまず一歩手前が飲酒、喫煙があるのですね。今までこれに触れていなかったのですが、教科書でもたしか出てくると思うので、やはり方針として「飲酒、喫煙」という言葉も、その「適切な対応」ということもこの教育方針の中に含めたほうがいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

あと、先に行きますと、基本方針4のところに新しく追加された文章のところですね、基本方針4の（4）、「全ての教育の出発点である家庭教育」という文章があるのですが、本当に「全ての教育の出発点である家庭教育」と言っているのでしょうか。例えば外国語教育の出発点が家庭教育か、ちょっと違うと思います。あるいは生涯教育や雇用教育もあるので、これはどうもちょっと勇み足な文章のような気がするのですが、この「全て」という表現は、やはりどんな文章でもかなり厳しい表現なので、読んでいてちょっと「あれ？」という意味が込められてしまうのですが、いかがでしょうか。

○教育部副参事兼指導室長（三田村裕君） まず、先ほど1点目にいただきました飲酒、喫煙ですが、ご指摘はおっしゃるとおりだと思います。ただ、今の時点では、そうするとどこまで具体のレベルを入れるかという問題にもかかわってきますので、飲酒、喫煙、その他盛り込むべきことがあるかどうかといったところも含めて、ちょっと検討させていただければと思っております。

それから、今ご指摘いただいた家庭教育の部分で「全ての」というのは、確かに、家庭教育ではカバーできない部分も当然あるかと思っておりますので、これは、削除という方向で考えさせていただきます。

○委員長（崎山 弘君） あと、私から最後の意見ですが、基本方針5の（5）、新しくつくられた文章のところに「郷土の森博物館常設展示室のリニューアルにより、効果的な教育資源として活用できるよう学校との連携を図っていく。」、この文章ですが、何か主語がはっきりしないのです。文章を読んで、「〇〇により」というのは修飾語ですね。

「活用できるよう」というのも修飾的なところなのですが、学校との連携を図っていくというのは、もともと基本方針としては、「多様な学習機会を提供する生涯学習の充実」というところになっているのですが、そういう点でいくと、ちょっと文章の意図が何かぼやけてい

るといふか、何が、何を、どうするといふことが読み取りにくいような印象があるのですけれども、そうは思われないうでしょうか。まあ、それでよいなら私が読み間違えているのですけれども、何か不思議な文章のような気がするのですが。

○文化スポーツ部長（後藤廣史君） この項目を差し込みましたのは、おかげさまで郷土の森の常設展示が来年の9月ごろに全面リニューアルが完成するといふことで、今、歯抜けの状態であるものが、全部グランドオープンするといふような話になりまして、ぜひこれを学校にも有効に使っていただきたいといふ思いでこの行をまず入れております。

それで、委員長がおっしゃったように、どうも主語がはっきりしないといふことなのですが、そういう意味合いでございますので、もう一度文言を少し検討させていただきたいと思っております。

ちなみに、ここに書いてあるほかのところ、**「市民文化の日」**というものがありますが、これが、来年は市制60周年といふような記念すべき年になります。そういうことで、**「市民文化の日」**というものをつくって、そこで美術館、博物館などを無料開放したいといふことで、子供たちを含めていっぱい行ってもらいたいと考えております。それで、リニューアルがそういうふうに関に合うものですから、関に合って、**「市民文化の日」**フェアといふような形をとっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（崎山 弘君） わかりました。多分そういう意図かと思つたのです。そうすると、リニューアルされる展示室が教育資源として活用できるよう、学校との連携を図っていくといふ意味ですね。

○文化スポーツ部長（後藤廣史君） そうです。

○委員長（崎山 弘君） ほかにどなたかご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。齋藤委員。

○委員（齋藤裕吉君） 少し単純な質問ですけども、今、取り上げていただいた部分の1つ下に**「ミレー展」**のことが出ていますね。これは、特に企画展として例示しながら説明してましたか。

○美術館副館長（山村仁志君） 今までは展覧会一つ一つはこの中に盛り込んでこなかったのですが、特に平成26年度は市制60周年記念の大きな展覧会、10年に1回ぐらいの展覧会といふことで、あえてここに盛り込ませていただきました。

○委員（齋藤裕吉君） わかりました。よろしくお願ひします。

○委員長（崎山 弘君） ほかに何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、今の流れから申しますと、このままの文章といふことになる、提案者の教育長にちよつとお伺ひしますが、この文章はこのまま決定といふことになるのか、それとも。

○教育長（浅沼昭夫君） ありがとうございます。私も事前に目を通したのでですけども、なかなか思ひ至らないところがありまして、ご指摘いろいろとありがとうございました。

今いただいた宿題も含めまして、もう一度点検をして、そして、再度、持ち回りで確認をしていただくといふことでご理解いただけましたら、それをもって決定したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（崎山 弘君） よろしいでしょうか。

では、今後の方針について、この第34号議案ですけれども、今、指摘した部分につきまして、事務局で原案をつくり直していただいて、持ち回りで確認して決定したいと思います。それでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（崎山 弘君） では、そのような形にさせていただきたいと思います。



◎第35号議案 府中市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

○委員長（崎山 弘君） 次に、第35号議案に移ります。

第35号議案の朗読をお願いいたします。

（事務局朗読）

○委員長（崎山 弘君） 説明をお願いします。

○指導室長補佐（古塩智之君） ただいま議案となりました第35号議案 府中市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきまして、お手元の資料に基づきご説明させていただきます。

今改正につきましては、平成19年度の学校教育法改正に伴い、組織的な人材育成を推進するための職として指導教諭が設置できることとなっておりますが、東京都において、その条例の時期を平成26年度としていることから所要の改正を行うもの、また、平成26年度より開始する府中版コミュニティ・スクール実施に伴う所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をごらん願います。

まず、第8条の2項を「学校に、指導教諭を置くことができる。」とし、その2として「指導教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。」とし、現行の「第8条の2」を「第8条の3」としております。

次に、第11条の条文の後に、「ただし、特別の事情があるときは、指導教諭の中から、校長の具申により、教育委員会が任命することができる。」を加えるとともに、新たに第2項に「第9条に規定する研究主任は、当該学校の指導教諭又は教諭の中から、校長の具申により、教育委員会が任命することができる。」を追加いたします。それに伴い、第3項を条文整理しております。

続きまして、第17条「学校運営連絡協議会」を「スクール・コミュニティ協議会」に名称を変更しております。

最後に、附則といたしまして、「この規則は、平成26年4月1日から施行する。」とさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（崎山 弘君） 事務局の説明が終わりました。何かご質問ございますでしょうか。齋藤委員。

○委員（齋藤裕吉君） 国の法律のほうよりも東京都のほうの主任教諭あるいは主幹教諭という動きのほうが早かったわけですね。その後に指導教諭というものが学校現場の施行規則の中

にとらまえてきたということかと思うのですが、本当に入り組んでしまっているというか、ちょっとそういう理解を整理したいのですが、指導教諭と主任、普通の必置主任というものと主任教諭、それから指導教諭の関係、それから、主幹教諭というのは当然ありますので、これとの関係をもうちょっと整理して理解したいところなのですが、ちょっと説明していただけないでしょうか。

○委員長（崎山 弘君） お願いします。

○教育部副参事兼指導室長（三田村裕君） 今、委員からお話しございましたように、東京都が先んじて主幹という新たな職を設定しました。それで、国が後追いをする形で主幹教諭という職層をつくりましたので、それに伴って、東京都も主幹から教諭をくっつけて主幹教諭という職が誕生いたしました。その後、これは東京都独自の職層ですが、主任教諭というのが制度化されております。

なお、国においては、主幹教諭と指導教諭というものを同時に設置してございますが、東京都の場合は、指導教諭の導入については見送ってきたという経緯がございました。

それで、学校における運用ですが、主幹教諭については、副校長の補佐をする、それから各校内の分掌組織の統括をする位置づけとなっております。そして、主任教諭につきましては、今まで必置主任と言われて、必ず学校に置くべき主任、教諭のリーダー層ですが、その必置主任を兼ねるといようなことを原則に、職務内容としては、主幹教諭の補佐、それから同僚及び若手教員の育成という職務を担うものでございまして、こういった職層が複数できたことにより、従来の教諭と主任教諭を給与表上も区別してございます。教諭の給与よりも若干高く、そして、さらにそれよりも主幹教諭を高くというふうに置きました。したがって、管理職層を除きますと、かつての1段階といえますが教諭のみの職層から、現在は主幹教諭、主任教諭、教諭という3層構造になってございます。

そこで、既に実は都立学校においては今年度から指導教諭は導入されているのですが、義務制の小・中学校において、来年度から指導教諭が導入されるようになりました。この位置づけでございますが、選考上、また給与表上は主幹教諭と同じ位置づけとなっております。主幹教諭の給与号給が4級であることから、現在、主幹教諭と指導教諭を合わせて4級職という総称をし、選考後、一括で行ってございます。

なお、配置に当たって、主幹教諭として配置するか指導教諭として配置するかということになっております。主幹教諭は指導監督層という位置づけでございますが、指導教諭は、いわゆる授業スペシャリストとして、自分自身の授業を見せたり、他の教員の授業にアドバイスすることが狙いですので、指導監督層からは外れるという位置づけになってございます。

以上でございます。

○委員長（崎山 弘君） 齋藤委員。

○委員（齋藤裕吉君） 非常にややこしくなってきました。まあ、制度というのであれば、それはややこしいと言っはいけないわけですが、説明としては非常に明快でよく理解できる内容だったと思います。

これは府中市の問題ではないと思いますけれども、選考についてはどのような形になって、もう来年度からということになってくるのかということをお話しいただければと思

ます。

○教育部副参事兼指導室長（三田村裕君） 来年度の任用に向けて既に選考は受験手続から進んでいるところでございます。基本的には、論文、面接というような選考のパターンなのですが、ただ、指導教諭につきましては、教科の専門性が問われますので、その選考の前段として、まず所属校の校長、そして所属する区市の教育委員会の十分な授業の観察を経て推薦というワンステップを設けているところでございます。

以上でございます。

○委員（齋藤裕吉君） 追加でいいですか。国の制度としてそうなっているからそれに合わせざるを得ないというところがあると思うのですが、でも、こういう制度というのは、現状をよくするために設けていくということが前提だと思うのですが、これによって学校の教育活動などがこうよくなっていくのだという説明も、やはり学校現場に対してはきちんとやっていく必要があるかと思うのですが、今のお話を伺って、大体その辺、どういうことを狙っての設置なのかということは一応わかったようなつもりではいるのですが、大変恐縮ですが、もう一つのポイント、そこを確認していただいて、それをさらにまた機会あるごとに、学校現場のほうに、その趣旨というものを正しく伝えていただけたらいいかと思うのですが、どうでしょうか。

○教育部副参事兼指導室長（三田村裕君） 努めてまいりたいと思っております。

○委員長（崎山 弘君） よろしいでしょうか。

ほかにご質問、ご意見。松本委員。

○委員（松本良幸君） もう来年、これは33校全てに任命された指導教諭が配置されるのかということと、あと、多分新たになれるかと思うのですが、ということは、一般の先生方が上がってくる、任用が増えるわけではないのですよね。そういうふうになると思うのですが、ふだんの職務にプラスアルファで指導していく、また、指導するに当たっては、そのカリキュラムだけではなくて準備をしたりということになると思うのですが、その辺の職務的な時間とかといったところも含めて大丈夫なのでしょうか。

○委員長（崎山 弘君） お願いします。

○教育部副参事兼指導室長（三田村裕君） まず、1点目の来年度、府中市の指導教諭の状況でございますが、恐らくのところ、来年度は本市においては、まだ指導教諭は誕生しないという状況でございます。

それから、2点目の職務負担についてですが、これは、おっしゃられるとおり、通常の教科担任業務を行いながら、自身の授業を他の教員に見せて、説明したり、あるいは他の教員の授業を見て指導、助言をします。この他の教員というのが、実はその学校の中にとどまらず、近隣区市も含めてというエリアで行われますので、その分の負担増にはなるかと思っております。しかしながら、東京都は、それに対する負担軽減の措置というものは今のところ特段考えていないということですので、市の中で、あるいは学校の中でできる範囲の負担軽減というものを今後考えていかないと、なり手もなくなってくるし、また、本人にとっても過重な負担を強いるというのはよくありませんので、考えてまいりたいと思っております。

○委員（松本良幸君） ありがとうございます。ただ、とてもいいことなので、学校全体で

援して、その人だけがそこに任命されたから頑張るというのではなくて、学年、学校を含めて、代表というのはちょっと変な言い方かもしれませんが、みんなで協力するということが、またそこに手を上げてくださる先生はとてもいい先生だと思いますので、応援するような体制をぜひ整えていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○委員長（崎山 弘君） ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、お諮りいたします。

第35号議案 府中市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を決定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（崎山 弘君） 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。



◎第36号議案 府中市学校運営協議会規則

○委員長（崎山 弘君） 次に、第36号議案に移ります。

第36号議案の朗読をお願いいたします。

（事務局朗読）

○委員長（崎山 弘君） 説明をお願いいたします。

○指導室長補佐（古塩智之君） ただいま議案となりました第36号議案 府中市学校運営協議会規則につきまして、お手元の資料に沿ってご説明させていただきます。

本規則につきましては、文部科学省のコミュニティ・スクールの指定を受けるためには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定により、本規則を定める必要があることから、規則の設置をお願いするものでございます。

まず、第1条でございます。この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」といいます。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 府中教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）は、次に掲げる要件の達成を目指す学校を、協議会を置く学校として指定することができる。

（1）保護者及び地域住民が学校運営に参画し、信頼される学校づくりを行うこと。

（2）学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むこと。

第2項 校長は、前項の指定を受けようとするときは、教育委員会に申請することとする。

第3項 教育委員会は、第1項の指定を行おうとするときは、指定しようとする学校の校長、保護者及び地域住民等の意向を踏まえなければならない。

第4項 指定の期間は3年とし、再指定することができる。

第3条 協議会の委員（以下「委員」といいます。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

（1）保護者

（2）地域住民

- (3) 指定した学校（以下「指定学校」といいます。）の校長（以下「校長」といいます）
- (4) 当該指定学校の教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他、教育委員会が適当と認める者

第2項 当該指定学校の校長以外の委員については、校長が推薦することができる。

第3項 委員の定数は20名以内とする。

第4項 委員の辞職等により欠員が生じたときは、教育委員会は新たな委員を任命することができる。

第5項 委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第2項 第3条第4項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3項 前2項の規定にかかわらず、当該指定学校の指定の期間が満了したとき、又は指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第2項 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他、協議会及び指定学校の運営に著しく支障をきたすような言動を行うこと。

第6条 教育委員会は、委員が辞任を申し出たときのほか、委員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その職を解任することができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務を遂行することができないとき。
- (3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

第2項 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときには、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

第3項 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

第7条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

第2項 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

第3項 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第8条 協議会は、会長が招集する。ただし、緊急を要する場合においてはこの限りではない。

第2項 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

第3項 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところ

ろによる。

第4項 議決事項に利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

第5項 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の第三者に会議の出席を求め、意見を聞くことができる。

第9条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き公開する。

- (1) 当該指定学校の職員の採用、その他の任用に関する事項について審議する場合
- (2) その他、特別の事情により、協議会が公開しないことが必要と認めた場合

第2項 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

第3項 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

第10条 校長は、当該指定学校の次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針等を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (5) 施設管理及び施設設備等の整備に関すること。

第2項 校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に沿って、学校運営を行うものとする。

第11条 協議会は、当該指定学校の運営全般（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

第2項 協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項（分限及び懲戒に関する事項を除く。）について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担職員（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員をいいます。）であるときは、教育委員会を経由するものとする。

第12条 協議会は、当該指定学校の運営状況等について、点検及び評価を行うものとする。

第2項 協議会は、保護者、地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開するなど情報提供に努めなければならない。

第3項 協議会は、各年度終了後、速やかに教育委員会に対して、協議会の運営状況等を報告しなければならない。

第13条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない場合において、運営に必要な事項を定めることができる。

第14条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、並びに委員の役割及び責任等について、正しい理解を得るため必要な研修等を行うものとする。

第15条 教育委員会は、協議会に対し、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

第2項 教育委員会及び当該指定学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

第16条 教育委員会は、前条による指導及び助言にかかわらず、次の各号のいずれかに該

当する事由が発生した場合は、学校の指定を取り消さなければならない。

- (1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
- (2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合
- (3) その他、学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

第2項 指定の取り消しに当たっては、教育委員会は事前に校長と連携して協議会に対し必要な指導、助言を行い運営改善に努めなければならない。

第3項 教育委員会は、学校の指定を取り消す場合には、取消事由を明示した書面を交付しなければならない。

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会委員長が別に定める。

附則 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長(崎山 弘君) 事務局の説明が終わりました。

まず、何かご質問はございますでしょうか。松本委員。

○委員(松本良幸君) 35号議案の一番最初のページに「スクール・コミュニティ協議会」と読み替えますというのがあったのですが、スクール・コミュニティ協議会規則ではなくて、別物なのですか。

○指導室長補佐(古塩智之君) 第35号議案のほうのスクール・コミュニティ協議会に関しましては、府中版コミュニティ・スクールと称しておりました学校に対する協議会でございます。こちらの第36号議案につきましては、文部科学省のコミュニティ・スクールの指定を受けようとする学校のための規則でございます。

以上です。

○委員(松本良幸君) ということは、両方あるということですね。これの指定を受けたほうがコミュニティ・スクールとは呼ばないという認識ですか、それとも2つ設けることも可能と言えれば可能なのでしょうか。

○指導室長補佐(古塩智之君) 第35号議案のほうのスクール・コミュニティ協議会、こちらは全校に設置するものでございます。文部科学省の指定を受ける学校につきましては、スクール・コミュニティ協議会プラス学校運営協議会を設置する形になってございます。

○委員(松本良幸君) では、従来のものとはもう完全に別という、逆に、ごめんなさい、戻ってしまいますが、今までモデル校としてスクール・コミュニティ協議会をつくってきた学校があると思いますが、それ以外は学校運営協議会という形の名称で運営してきたと思うんですね。それが今まで文部科学省のものとして活動してきたという認識でよろしいのでしょうか。私も以前PTAのときに、小学校とかで学校運営連絡協議会という会議に出ておったのですが、それはまた、府中市でやっていた学校運営連絡協議会であって、文部科学省が指定するものとは少し別物ということなのでしょうか。

○委員長(崎山 弘君) 言葉が錯綜しているようなところがあるから、全体像をもう一度、今、長文を読んでいただいたのですけれども、言葉を整理して、一度説明していただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

○指導室長補佐(古塩智之君) まず、本年度設置しております学校運営連絡協議会、こちら

につきましては、その学校運営連絡協議会を母体としてスクール・コミュニティ協議会を設置する場なので、そちらが府中版コミュニティ・スクール。それで、第36号議案のほうの学校運営協議会、連絡がとれていますけれども、こちらが、文部科学省が指定するコミュニティ・スクールで、設置をしなければいけない協議会ということです。

○委員（松本良幸君） わかりました。ちょっと細かいことで、今、「設置をしなければならぬ」という言葉が入っているのですが、それはそうなのですか。

○指導室長補佐（古塩智之君） 名称は確定ではないのですが、この組織を規定する規則の設置は義務づけられると。

○委員（松本良幸君） ありがとうございます。

○委員長（崎山 弘君） さきにお伺いしますけれども、この今回提案された条文に関しては、これは、例えば東京都とか国とかでひな型があるのでしょうか、全部の条文を府中市がつくられたのでしょうか。

○指導室長補佐（古塩智之君） 基本的には文部科学省のほうで規則のひな型というものは例示がございます。それをもとに、府中市としての独自の部分、言い回しとか、その辺を加味して、今回ご提案させていただいたものでございます。

○委員長（崎山 弘君） ということは、これは、もしこれを申請する学校ならばこれにのっというところであって、府中市の場合は、おおむね申請しないだろうなということでしょうか、それとも、現時点でどこか出てくるかなという予想はされているのでしょうか。

○指導室長補佐（古塩智之君） 今、こちらの文部科学省のほうのコミュニティ・スクールでございますが、現在1校、研究事業ということで国のほうから補助金をいただいております。そちらの1校が来年度指定を受ける方向で進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（崎山 弘君） ということは、ほかの学校は、一応来年度は、まだこれの指定を受ける流れは今のところ見えていないと考えてよろしいのでしょうか。

○指導室長補佐（古塩智之君） ただ、基本的には全校手を上げる可能性はあるのですが、今のところ、事務局サイドで把握しているところでは1校ということです。今後、各学校が文部科学省型のコミュニティ・スクールに手を上げてくる可能性はございます。

○委員長（崎山 弘君） 齋藤委員。

○委員（齋藤裕吉君） 要は、文部科学省型のコミュニティ・スクールというのは、どこが違うか、スクール・コミュニティ協議会と学校運営協議会との基本的な違いは何かというと、大きな違いは人事に対する発言権があるかないかということですね。そのところが一番の大きな違いかなと理解しているわけですが、学校の基本方針を了承する、しないという協議も行われるということも大きな違いだとは思いますが、そこが1つで、地域に根差して、地域の学校としてより充実した教育活動を展開していくという意図のもとに、コミュニティ・スクールを展開させていくということだと思っております。

これまでの諸会議の中で何度か質問を私もさせていただいてきたのですが、府中版コミュニティ・スクールというのは全校指定するけれども、文部科学省型のコミュニティ・スク

ールは、来年、見通しとしては1校だということですが、今後、条件の整ったところからそういう文部科学省型のコミュニティ・スクールに移行していくようにしていきたいという方向性の説明がこれまでございましたが、それについてはそれでよろしいのですねということが1つです。

では、そこからです。

○教育部副参事兼指導室長（三田村裕君） 今のご指摘のところですが、若干、方針を変更してございます。平成25年1月に府教研の場において、今後の展望、展開というものをお示ししているのですが、その際には、次のステップとして府中版コミュニティ・スクール、そして、その次のステップとして文部科学省の指定するコミュニティ・スクールという図をお示していたのですが、今、考えているのは、学校の自主自立を尊重するという観点から、基本的には、その学校、つまり校長を初めとする教員集団と地域の意思によって、府中版コミュニティ・スクールという形態でずっと行く学校もあれば、文部科学省の指定を受けてという、そこを選んでもいただけるようにと展開しているところでございます。

○委員（齋藤裕吉君） ああ、そうですかという感じなのですが、ただ、教育委員会としてはある程度の方向性を持ったほうがいいのかと私は思うのですが、学校のほうとしては、率直な言い方をしますと、あまりいろいろなことを言われてやりにくくなるとは困るというのが基本的な本音というか、ざっくばらんな言い方としてはあるのかもしれませんが、やはり公立の学校は、その地域の子供たちを預かって、地域の学校として発展していくというのが一番であると思いますので、人事に対する発言権がある、なしなんていうことはそんなに薄れると言っては変ですが、煩わしいことにはならないはずで、率直な意見ももらうという方向でやったほうが、本当はいいのかなと私は思うのですが、そうですか。

あと、コミュニティ・スクールという言葉の使い方も、今後、時代の流れとともにまた変わっていくかもしれませんが、もともとは、あれはアメリカのほうの概念で、もう戦前からある考え方と私も聞いたりしているのですが、その言葉を府中市の中で使うときに、今みたいにしていることややこしいですよ。 「あれっ、どっちの話かな？」とわからない。ただ、例えばスクール・コミュニティ協議会が、主催と言っては変だけれども、それがかかわっていくものについては、常に「府中版」とつけないと、コミュニティ・スクールという言葉は拡大して使い過ぎるという感じになるのですけれども、その点どうなのかなということですね。つまり、学校運営協議会ですと、発言できる組織があるところだけを正式のコミュニティ・スクールという呼び方をして、ほかは「府中版」といつもつけるとか、そういう言葉の使い方をどうやっていくつもり——つもりと言っては人ごとみたいな言い方で失礼なのですが、どうやっていけばよいのかなと。論議があれば、今まであったとすればちょっと聞かせてほしいのですけれども、どうでしょうか。

○教育部副参事兼指導室長（三田村裕君） 名称については、やはり府中版というのがどうかとか、あるいは国との区別をする意味で、文部科学型といういわゆる通称を使ったりしているのですが、そこは整理の必要があるとは認識しております。しかし、実を申しますと、コミュニティ・スクールという言葉も全国的にある程度定着しているのですが、この言葉自体も、法令上はどこにも出てこない言葉なのです。法令上は、あくまでも地域運営学校で、名称は

それぞれ独自につけてよしいというような解釈ですので、ですから、ここは今後、来年度、各学校がそれぞれの道を歩み出していく中で、もしかすると独自に名称をつけるところも出てくるかもしれませんし、あるいはその複雑な形が混在したままで行く可能性もございますので、状況を見ながら、またそこは検討していく必要があると思っているところでございます。

○委員長(崎山 弘君) 確かに言葉としても大切なので、一番初めにはっきりさせておかないと後で議論できなくなることがあるので、誰が見てもわかる、例えばA方式、B方式みたいな本当に区別しやすい方法がいいと思いますので、まずは、仮称ではあっても、本当にはっきりわかる方法でつけておかないと、今の議案ですら、「どちらなのでしょう？」ということになってしまっておりますので、その辺はきちんと考えておかないといけなからと思います。ここをちょっと、来年度、我々も認識しなければいけないところですので、対応をお願いしたいと思ひます。

ありがとうございました。

○委員(齋藤裕吉君) もう一つ、すみません。これは規則の中には盛られない項目かもしれませんが、委員になっていただくと、結構かなりの時間的な労力等を使っただけということになると思うのですが、その辺の予算的な手当てというものを、常識的に考えれば、これは考えるべきかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長(崎山 弘君) お願いします。

○指導室長補佐(古塩智之君) こちらの委員の方の身分に関しましては、非常勤特別職という身分でございます。非常勤特別職という身分になりますと報酬が発生いたします。そちらにつきましては、非常勤の特別職の条例というものがござひます。そちらの条例の改正案を今後実施していく形で、今、事務等を進めさせていただいてござひます。ですから、今回、この第36号議案をお認めいただいた後に、今度は報酬のほうに関して、条例改正に入るといふ流れになります。

以上でございます。

○委員長(崎山 弘君) よろしいでしょうか。ほかにご質疑、ご意見ござひますでしょうか。松本委員。

○委員(松本良幸君) すみません、内容のほうは大体受けたのですが、こういったルールを決めることはとても大事なのですが、基本的には、学校のために地域やOBの先生方が協力しましょうという会であるといふ、要は学校のためにやる会であるといふことを一番最初に考えて、具体的に集まっただけで、誰にやらせようかとか、どんな力を持たせようかといふことも大事ですが、実際、では、その会をつくって、学校にどういふところで生かしていこうかといふある程度のビジョンは持つてつくっていくことがとても大事だと思ひます。また、なっただけですかと言われた方も、地域の方なんかも、「何をやるんだろうな？」という形になると思ひますから、そういったものの全体をもう少しよく並行して練ってつくっていく、入れ物を先につくるのではなくて、ルールを先につくるのではなくて、何をするかといふことをぜひ検討されたいと思ひます。これは意見でございます。

○委員長(崎山 弘君) 何かご意見、ご質問ござひませんか。よろしいでしょうか。

私から意見。第2条で、府中市教育委員会が指定することができると思ひ書かれていふわけでは

が、教育委員会というのが、合議制のこの5人の教育委員会を指しているのか事務局側を指しているのがちょっと曖昧だなと。つまり、もしこれが議題として、議案として、この学校が出ているけれども、いいでしょうかとここで議決するべきものなのか、それとも、職務権限ということで、例えば部長が認可できるとか、そこら辺がちょっと曖昧な表現になっているのですが、これはどちらが、国のほうを想定しているのか、あるいはこの条文は想定されているのでしょうか。

○指導室長補佐（古塩智之君） 具体的な事務の流れにつきましては、まだそこまで検討が進められていないところはあるのですが、基本的には、校長先生から申請があった後に、決裁行為として承認という流れになると思っております。

○委員長（崎山 弘君） となると、多分また職務権限の規定に関する条例が変わって、それがまた含まれるということが流れとしてあると思うのですが、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

○指導室長補佐（古塩智之君） そちらにつきましても、最後に検討させていただいて、ただ、その指定する場合には、その後、もしくはそのときに教育委員の皆様方のほうにご報告という形でご提示させていただければと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（崎山 弘君） 報告するというは、ある程度、部長が決めたものが、教育委員会の報告事項に出てくるという形をとるということになるわけです。まだはっきり決まっていないということですが、それが曖昧過ぎるので、既に提出されたものがこの程度ということなのだろうと私は理解しました。これは非常に重要なことではないかと思っておりますので、そこら辺、我々も考えていかなければいけないと思っております。

ほかに何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

第36号議案 府中市学校運営協議会規則を決定することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（崎山 弘君） 全員異議なしですので、原案どおり決定いたします。



◎報告・連絡（1）寄付の採納について

○委員長（崎山 弘君） それでは、報告・連絡に移ります。

では、報告・連絡の（1）について、総務課、お願いいたします。

○総務課長補佐（北村 均君） それでは、資料1の寄付の採納について、ご報告いたします。今回は1件でございます。

こちらは、学校教育活動の一層の充実、発展を図るために寄附されたものでございます。

寄附の採納先は、府中市立府中第四小学校でございます。寄附品は、サッカーボール一式、37万2,550円、ゴールネット一式、3万9,900円でございます。また、搬入・撤去費一式、2万8,000円を含めました合計金額44万450円でございます。

寄附者は、府中4BKサッカークラブ、代表、金野義男様で、受領日は、平成25年12月9日でございます。

府中市教育委員会表彰規程第10条の規定によりまして、委員会が適当と認めるときは感謝状を贈呈できることとなっておりますが、サッカークラブ代表の金野様につきましては、感謝状の受け取りをご辞退されているため、感謝状の贈呈は行いません。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(崎山 弘君) ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長(崎山 弘君) では、報告・連絡の(1)について、了承いたします。

_____ ◇ _____

◎報告・連絡(2)平成25年度セカンドスクール実施結果について

○委員長(崎山 弘君) 続きまして、報告・連絡(2)について、学務保健課、お願いいたします。

○学務保健課長補佐(山田晶子君) それでは、資料2に基づきまして、平成25年度セカンドスクール実施結果についてご報告いたします。

セカンドスクールは、小学校全22校の5年生を対象に、5月13日から11月1日の間に、八ヶ岳府中山荘を拠点に4泊5日で実施いたしました。本年度は、猛暑や台風の直撃など天候に左右されることが多い中、各校では、ハイキングの予定を早めたり、出発時間を調整するなど、児童の安全確保に努めました。

次に、2枚目の資料をごらんください。今年度の参加状況でございますが、参加人数は2,212人で、在籍数2,225人に対し、参加率は99.4%でした。なお、参加率は昨年と同様でございます。参加できなかった児童は13人で、理由といたしましては、発熱等による体調不良が5人、アメリカンスクール通学が4人、家庭の事情や都合が3人、転出校で経験済みが1人となっております。なお、転出校で経験済みという不参加理由につきましては、市内転居により学区域が変更となった児童において、前籍校でセカンドスクールに参加済みであったことから、在籍校では参加しなかったものでございます。

途中参加の3人と途中帰校の6人につきましては、保護者により、現地への送り迎えをしていただきました。

続きまして、3枚目の学校別医療機関受診状況ですが、前期が20件、後期が16件で、合計36件で、受診理由は、発熱が14人、けがが9人、体調不良が4人、ぜんそくが2人などとなっております。

また、今年度につきましても、崎山委員長を初めとする市内の医師3人の方に無償でご協力いただき、ホットラインを開設いたしました。

なお、保健室の利用状況でございますが、資料はございませんが、利用延べ人数が1,773人、利用実人数が949人となっており、在籍校に対する利用実人数の割合は約43%でございました。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長(崎山 弘君) ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。松本委員。

○委員（松本良幸君） 第二小学校で一度経験して、転校後ということだったのですが、この方は学校で授業を受けていられたのでしょうか。

○学務保健課長補佐（山田晶子君） 学校でのセカンドスクールを実施しているときの過ごし方については、申しわけございません、確認しておりませんが、登校しておりませんと欠席になってしまいますので、登校していたものと思われれます。

以上でございます。

○委員長（崎山 弘君） ほかに何かご質問、ご意見ございませんか。村越委員、どうぞ。

○委員（村越ひろみ君） やばな質問かもしれないのですがけれども、アメリカンスクール通学というのは、どういうことでしょうか。

○学務保健課長補佐（山田晶子君） アメリカンスクールのほうに、本来は学校として認めておりませんので、その場合には、学籍のほうは学校にあるのですが、実際にはアメリカンスクールに通っていらっしゃるという理由で、こちらの学校のセカンドスクールには参加していないものでございます。

以上でございます。

○委員（村越ひろみ君） ありがとうございます。

○委員長（崎山 弘君） そのほか、ご質問、ご意見ございましょうか。

では、私から1件。今回受診した総数が書かれているのですけれども、この中に救急車を利用したケースはありましたでしょうか。

○学務保健課長補佐（山田晶子君） 救急車を利用していったというケースはないと報告を受けております。

以上でございます。

○委員長（崎山 弘君） 受診の場合、今、セカンドスクールで車が用意されているのですけれども、そうすると、おおむね先生方が車で病院まで運んでくださったというのがほとんどのケースと理解してよろしいでしょうか。

○学務保健課長補佐（山田晶子君） ケースは、行った先で具合が悪くなって、バスで動いたというような報告もございますし、取り置いておりますセカンドスクール用の車を利用して医療機関を受診したという両方ございます。

以上でございます。

○委員長（崎山 弘君） ありがとうございます。

このセカンドスクールが始まる前に視察に行ったときに、向こうの病院で、たまたま私の知り合いのドクターがおりまして、救急車はこの地域に1台しかないんだから熱ぐらいで使うなと先輩の先生から怒られた覚えがあるので。そういうこともあって、車を1台、府中市のほうで用意していただいて、こういう形で、これだけの人数がいて、保健室をそれだけ利用していて、救急車を利用しないで済んだ。どうしても救急が出てしまえばしようがないのですけれども、以前、むしろこのセカンドスクールの前の八ヶ岳のときのほうがどうも救急車が使われたような気配があるので、それから見ると非常によく運営されているのではないかと思います。よかったです。

ほかに何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長(崎山 弘君) では、報告・連絡の(2)について、了承いたしました。

◇

◎報告・連絡(3) 府中ジュニアウインドオーケストラ第28回定期演奏会の開催について

○委員長(崎山 弘君) 続きまして、報告・連絡の(3)について、文化振興課、お願いいたします。

○文化振興課長補佐(渡辺純子君) それでは、府中ジュニアウインドオーケストラ第28回定期演奏会につきまして、お手元の資料3に基づきご説明申し上げます。

府中ジュニアウインドオーケストラは、府中市教育委員会が育成している青少年音楽団体でございまして、このたび、府中市教育委員会と共催で第28回定期演奏会を実施することとなりました。

定期演奏会では、日ごろの練習の成果を発表するとともに、音楽を通じた青少年の健全育成を目的といたしまして毎年実施しております。本年度は12月22日曜日に開催し、今年ヒットいたしましたNHKテレビドラマ「あまちゃん」のオープニングテーマや組曲「宇宙戦艦ヤマト」など、多数の曲を演奏いたします。会場は府中の森芸術劇場どりーむホールで、入場は無料でございます。

委員の皆様におかれましては、日ごろの練習の成果をぜひご高覧いただきたく、ご案内申し上げます。

以上でございます。

○委員長(崎山 弘君) ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。村越委員。

○委員(村越ひろみ君) すみません、お願いです。この定期演奏会に行きたいと思っても、今日が19日で22日なので、もうちょっと早く日程がわかるとありがたいかと思っておりますので、その辺、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長(崎山 弘君) ほかに何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長(崎山 弘君) では、報告・連絡の(3)について、了承いたします。

◇

◎報告・連絡(4) 郷土の森博物館プラネタリウム休室に伴う
「移動プラネタリウム」実施について

○委員長(崎山 弘君) 続きまして、報告・連絡の(4)について、ふるさと文化財課、お願いいたします。

○ふるさと文化財課長補佐(黒沢明美君) 郷土の森博物館プラネタリウム休室に伴う「移動プラネタリウム」実施につきまして、資料4に基づいてご報告いたします。

既に教育委員会でご報告させていただいておりますが、郷土の森博物館常設展示室のリニューアル改修に伴い、プラネタリウムが来年4月1日から9月19日までの平日の利用ができなくなり、例年学習投影でご利用いただいております小・中学校の皆様方には、大変ご迷惑をお

かけいたします。

つきましては、市内の小・中学校に出向いての移動プラネタリウムを実施いたします。実施期間は、平成26年5月8日から9月19日までの博物館の休館日、夏休み期間を除く平日で、ミニエアドームを用いて、その中で、その日の星座や星の動きを映し出し解説をいたします。

小学4年生と中学3年生を対象といたしますが、ほかの学年の利用も可能です。ミニドームの1回の収容人数が10人から30人で、投影時間は15分から20分程度を考えております。

なお、エアドームを設置するためには、6メートル四方のスペースと天井の高さが3.5メートル以上の空間が必要となります。

移動プラネタリウムのご利用については、できる限り学校の要望に応じたいと考えておりますので、天文学習の一環として多くの小・中学校にご活用いただきたく、お願い申し上げます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長(崎山 弘君) ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

私から1件お伺いしたいのですけれども、たしか昔1回見たことがあるのですが、これは夏の期間にやると、中がすごく暑くなりませんか。

○ふるさと文化財課長補佐(黒沢明美君) それで15分から20分程度ということになっております。

○委員長(崎山 弘君) 確かに、これを体育館で、もし夏にやって、密閉されるのですね。それも真っ暗ですので、かなり暑かったので、中学生の大きい子が10何人入って熱中症にならないかとちょっと心配なのですけれども、そこら辺、きちんと検証していただいたほうがよいかと思うので、ちょっと確認してみてください。お願いします。真夏の体育館は厳しいかなと思うのですが。

ご意見、ご質問ございますか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長(崎山 弘君) では、報告・連絡の(4)について、了承いたします。

_____ ◇ _____

◎その他

○委員長(崎山 弘君) その他ですけれども、その他について何かございますか。

(発言する者なし)

○委員長(崎山 弘君) では、教育委員の報告に移ります。

_____ ◇ _____

◎教員委員報告

○委員長(崎山 弘君) 村越委員、どうぞ。

○委員(村越ひろみ君) では、村越から報告させていただきます。

11月22日金曜日、五小40周年の記念式典に伺いました。歴史ある学校の一つで、また、今年度最後の周年事業でした。児童たちの参加する体育は大変立派で、記念演奏も聞き応えがありました。

周年を全て終えて感じるのは、府中の子供たちは、どの子も皆、素直で、礼儀正しくて、行

事に取り組む姿勢をしっかりと身につけていると感じました。その陰には先生方の努力があると感じています。私も、府中の先生や子供たちのために少しでも力になりたいと思った次第です。

1 1月23日土曜日、多摩川マラソンに伺いました。私自身が5キロ走ろうとエントリーしていたのですが、練習の仕方を誤り、足を痛めて棄権となってしまいました。走るには最適な天候のもと、中学生から80代の方までが参加しており、また、冊子を見ると、第1回から3回は瀬古利彦選手も走ったという記録があって、多くのマラソンランナーが参加してきた歴史ある大会であることもわかりました。今後も続いていくことを期待したいと思います。

1 2月1日、P連スポーツ研修会。毎年というか、以前からというか参加して思うことは、P連でこの事業が続いていることがすばらしいと思い、また感謝しています。また、今年は、昔、それこそ何十年前でしょうか、バレーボールを教えたことのある子供だった人が、お母さん、ママさんになって、この大会に参加していて、ちょっとびっくりという感じで、またうれしくもあり、時の流れの速さを痛感した瞬間でした。来年も楽しみにしたいと思います。

1 2月3日火曜日、小学校オーケストラ鑑賞教室に伺いました。午後の部しか参観できなかったのですが、子供たちの演奏を聞く態度は大変立派でした。府中の子供たちは、このような生の演奏を聞くことができるとても幸せだと思います。また、主催された府教研の先生方に感謝したいと思います。こちらも、また来年、楽しみにしたいと思います。

1 2月6日金曜日、理事者との懇談会。昨年は初めての参加でとても緊張していましたが、今年は少しほぐれた感じで参加できました。府中市の子供たちの教育のためにこうした機会に情報交換できることは、とてもよいことだと思っています。

1 2月8日日曜日、人権作文発表会に伺いました。前半の部しか参観できなかったのですが、これまた、小さいときから知っているお子さんがトップバッターで立派な作文を披露していて、この日もまた驚かされました。また、どの作品もすばらしく、しっかりと考えを持って発表できる子供たちに感動しました。

最後になりますが、今年も1年が終わります。1年間ありがとうございました。まだまだ未熟ではありますが、来年もまた頑張っていきますので、よろしくお願いします。

○委員（齋藤裕吉君） それでは、齋藤より報告をさせていただきます。重なる部分も多くございますけれども、よろしくお願いいたします。

1 2月22日金曜日、府中第五小学校の創立140周年記念式典に出席いたしました。今回は、元校長という立場での列席となりました。厳粛な雰囲気の中での式典でございました。式典の後のアトラクションや6年生の子供たちによる来賓の人たちへの見送りなど、式典としてとてもベーシックな形がしっかりできていたなと思います。この日は内祝いの会にも出席しましたけれども、地域関係の皆様方の出席がとても多くて、やはり地域に支えられて、地域とともに歩む学校という印象を強く持ちました。

また、コミュニティ・スクールという方向を目指して運営を進めているということなわけですが、地域の皆さんには、この会で感じたことなのですからけれども、コミュニティ・スクールという片仮名言葉の意味をしっかりと理解していただく必要があるように思いました。そのために、このとき思いましたことは、外来語の片仮名ではなく、適当な日本語で何かもっとニックネーム的な表現などいいのではないかとということを参会者の皆様方と話をしながら思っ

た次第です。

次に、12月1日日曜日、総合体育館で行われたP連のスポーツ大会に出席いたしました。府中市内の全小・中学校のPTAから選ばれた皆さんが一堂に会しての開会式、続いて卓球、バレーボールのプレーの様子を見てみると、実に頼もしく思えました。皆さん大変元気で、明るく、晴れやかで、こういうパワーが学校を支えて、また子供たちを育てる力になっているのだなというようなことを実感することができました。

12月3日火曜日、この日の午前中、小学校のオーケストラ鑑賞教室に出席しまして、子供たちの様子を観察すると同時に、自らもプロの演奏を楽しませていただきました。府中の子供たちは本当に恵まれているなと思いました。東京都交響楽団というプロのオーケストラの演奏、これを4年生の子供たちは、本当に聞きひたって、楽しんでいたように思います。演奏を始める際に、観客席からラデツキー行進曲を演奏しながら舞台に入るといったような演出とか、楽しい楽器の紹介とか、それから、オーケストラの伴奏で子供たちの全員合唱とか、内容もとても工夫されていたと思います。こうした情操教育というものは極めて大切なものであると思います。今、心の問題、いじめの問題などいろいろ言われておりますけれども、豊かな心、すぐれた感性、こういったものを育むには非常によい機会であると思いました。

次に、12月6日金曜日、市長、副市長との懇談会に出席しまして、さまざまな話題について親しく懇談をさせていただきました。

12月8日日曜日、府中の森芸術劇場で行われた第18回人権作文発表会に出席いたしました。話題は、やはりいじめ問題、障害者にかかわること、病気のこと、男女平等、戦争のことなどを述べるものが多かったように思います。今回は特に、東日本大震災の被災経験にかかわるものが2点ございました。どの発表者も、自分の経験や見聞をもとに、一生懸命考えてつづった作文ばかりで、大変に感心いたしました。また、発表者は小学生が12名、中学生が11名であったわけですが、応募者数は、発表によれば、小学生が7,283名、中学生が3,201名ということですね。大変多くの子供たちが人権という問題について考える機会を得たということ、これはとてもすばらしいことだなと思いました。

以上でございます。

○委員（松本良幸君） それでは、松本よりご報告させていただきます。

11月22日金曜日、本年度最後の学校周年行事になる第五小学校創立140周年記念式典へ出席してまいりました。厳かな中にも子供たちを中心とした構成で、とてもすばらしい式典でした。また、来賓退場時には、児童たちが笑顔でお見送りをしてくださり、心なごむ思いで帰路につくことができました。

11月29日金曜日、小・中学校特別支援学級連合学芸会を参観してまいりました。子供たちの合唱、合奏は、いつもながらすばらしいハーモニーを会場に響かせてくれるすばらしい演奏でした。午後に行われた中学生の部では、小学校6年間を経て、さらなる成長を感じさせるクオリティーの高い演技や演奏を見せてくださいました。また、各学校が舞台準備をする幕間では、中学生の皆さんが、クイズ大会やジャンケン大会等の趣向をこらした出し物を準備してくださり、私たち観客に待ち時間を忘れさせてくれる心遣いがとてもうれしかったです。このようにすばらしい学芸会にお招きくださった児童・生徒の皆さんと、学芸会開催に当たり、日

ごろの業務がお忙しい中、ご指導、ご準備をしてくださりました校長先生並びに先生方に深く感謝申し上げます。

同日、11月29日、府中市美術館で開催されている「ウィリアム・モリス展」を鑑賞させていただきました。いつもの絵画などとは少し違った、生活の中に溶け込みながらも芸術性の高いステンドグラスや壁紙、デザインなどの作品を鑑賞させていただきました。当日は、平日の昼間でしたが多くの来場者でにぎわっており、「ウィリアム・モリス展」の人気の高さを感じました。

12月1日日曜日、PTA連合会スポーツ研修会開会式に参加してまいりました。昨年は2会場に分かれての開催でしたが、今年は、卓球、バレーボール合同開催に戻ることができました。500人を超える保護者、校長先生が一堂に会して行われるこの行事は、スポーツを楽しむだけではなく、府中市の教育が偏りなく進められているあかしではないかと私は感じています。毎年の会場手配等、大変な部分もあるかとは思いますが、どうか今後も続けていけますよう、ご協力をお願いいたします。

12月3日火曜日、芸術の森どりーむホールで行われた小学校オーケストラ鑑賞教室に出席してまいりました。一流のホールで一流のオーケストラ演奏を聞く機会は、大人でもなかなかできないものですので、府中市のように、学校で鑑賞できる児童たちはとても幸せだと思います。予算的には大きな行事かとは思いますが、ほかにかえることのできない経験ですので、可能な限り継続して下さることをお願いしたいと思います。私も参加させていただくことが楽しみな行事の一つです。

12月7日土曜日、第一中学校公開授業の「命の大切さを学ぶ教室」へ出席してまいりました。犯罪により家族を亡くされた方の無念さや事件解決への思いを聞き、ふだんは家族が一緒であることを当たり前で生活している中で、改めて命の大切さや家族の大切さを感じさせてくださる講演でした。聴講していた3年生の皆さんにも深く伝わったものと思います。

12月8日日曜日、ふるさとホールで開催された小・中学生人権作文発表会に出席してまいりました。入選された児童・生徒の皆さんの発表は、路線バス車内での助け合いや男女平等の定義、いじめに打ち勝った体験など多岐にわたるものでしたが、内容、発表態度とも全てが素晴らしいもので、時間を忘れて聞き入ってしまいました。自分自身も発表者に啓発されたとても意義のある発表会であったと思います。

以上で私の報告を終わります。

○教育長（浅沼昭夫君） 続いて浅沼が報告いたします。

11月22日金曜日ですけれども、今年は小学校より、7つの小学校での周年記念式典が開催されましたが、最後の府中第五小学校の140周年記念式的に出席いたしました。記念式典の進め方を若干工夫したということですが、その内容について、またご意見がありましたらお聞かせいただけたらと思います。

続きまして、11月23日、第36回府中多摩川マラソンに参加しまして、第2部のレースのスターターを務めてまいりました。好天に恵まれた中で、崎山委員長も5キロメートルを、日ごろの練習の記録を上回る好タイムで完走したということをご報告しておきたいと思います。

続いて、11月29日、ふるさとホールで開催されました市立小・中学校の特別支援学級の

連合学芸会を参観いたしました。第四中学校の生徒が工夫をしながら司会進行を務め、会場に一体感をもたらし、合奏や太鼓など練習の成果を存分に発揮した内容でございました。公務の関係で午後に予定されておりました中学校の部を参観できませんでした。残念に思っております。

続きまして、11月30日、ルミエール府中で行われました第49回市民芸術文化祭閉会式に出席いたしました。9月8日から約3カ月にわたって実施されたこのイベントは、多彩な内容でございまして、府中市の芸術文化活動の歴史と層の厚さを実感いたしました。来年は市制60周年、そしてこの芸術文化祭が50周年となるということで、さらに充実が図られるものと期待しております。

続きまして、12月1日日曜日、総合体育館で開催されましたP連主催恒例のスポーツ研修会に出席し、開会式であいさつを述べてまいりました。今年は同会場開催ということでございまして、やはり盛大に実施されたということを感じました。観客席から子供たちの声援、家族の応援などがあり、卓球とバレーボールを通して、各単P、そして連合会の会員同士の相互理解が深まる中で、子供たちを見守る地域の力につながっているのだなということを実感いたしました。

続きまして、12月8日日曜日、ふるさとホールで開催されました人権作文発表会に出席しました。1万484名の応募者の中から選ばれた23名の小・中学生の作文発表を聞くことができました。いつも感じることでございますが、今回は、作文の内容として、身近な身の回りの出来事をきっかけに、人権の問題として捉え、そのことを分析して、自分の考えを主張しながら今後の行動につなげようという作文が多かったように感じました。また、発表の仕方や態度がさらによくになり、その背景には、指導された先生方や保護者の指導やアドバイスがあったものと推察しています。また、発表後には、各校の校長先生を初め、担任の先生方、あるいは家族からのねぎらいの言葉かけが随所に見られました。それぞれの児童・生徒にとって貴重な体験、次への成長のよいきっかけになると思いました。また、司会を担当した六中生の頑張りも見事でした。発表の間には、アトラクションとして府中九小の合唱の発表がありました。「あしたは晴れる」など3曲の発表がございました。熱心に歌う姿に、子供たちが丁寧に指導されている、力をつけてきているという印象を持ちました。

続きまして、12月12日木曜日ですが、午後4時から「中学生の税の作文」における入賞者の表彰式が市庁舎で行われ、教育委員会賞の授与をいたしました。先月行われました「小学生の税の書道展」とあわせて、市内の小・中学生が作文や書道に取り組む機会ができました。こうした中で、税の大切さや学校生活が税によって支えられていることを自覚し、学校生活を充実するという意識が芽生えること、さらには、将来、社会を支える自立した市民に育つよう期待したいと思っております。

以上で報告を終わります。

○委員長(崎山 弘君) では、崎山より、11月の定例会以降の活動について報告いたします。

11月22日、もう既に皆さんからありましたけれども、府中市立第五小学校創立140周年記念式典に参加しました。本年度は周年行事が数多くありましたが、その最後の締めくくり

になる式典でした。来賓でお見えになっていた第18代校長の土方信之助先生は、私が武蔵台小学校の6年1組の児童であったときに、隣のクラスの6年2組の担任をお務めになっていた先生でした。お会いするのはおよそ40年ぶりのことでしたが、先生は私のことを覚えていてくださっていて、当時の話題で話が弾みました。私自身は、自分の診療所で1週間前に診た患者さんのことも、特に印象になければ忘れてしまうほうなのですが、学校の先生の記憶力と子供一人一人に向ける思いの大きさに感銘いたしました。

11月23日、府中市多摩川マラソン大会に参加いたしました。今年は私も、距離はわずか5キロメートルですが、50歳代男子の部にエントリーして、晴天で、富士山もよく見える多摩川の川の道を走ることができました。参加することによる楽しみ方を知って、市民が日ごろの練習の成果を発揮する場があることの意義を実感しました。12月1日にあったP連スポーツ研修会も、同様に有意義な催しです。このような目標があれば、仕事の後に走るなど、日ごろの運動の機会も増えます。事実、このマラソン大会が終わってからおよそ1カ月、私は全く走っていません。次の目標を駅伝大会として、また練習を再開したいと思います。

23日は、マラソン大会の後、午後から武蔵台小学校の展覧会と武蔵台小学校地域安全連絡協議会に学校医として参加しました。休日ではありますが、校長先生、副校長先生、担当主幹の先生並びにPTA役員の方々が出席され、地域の民生委員、主任児童委員、交通安全協会、府中警察、自治会などから代表者が集まり、学区内の子供たちの安全について情報交換を行いました。武蔵台地区は、繁華街がなく、交通量の多い国道もありますが、通学路の危険地点などについて、ここ数年の推移と現状並びに今後のあり方などについて話し合いをいたしました。

私の報告は以上です。

それでは、これで平成25年第12回府中市教育委員会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでした。



午後4時48分閉会